

宗像市次世代育成支援対策審議会規則の一部を改正する規則

宗像市次世代育成支援対策審議会規則（平成 16 年教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号を削除し、「第 4 号」を「第 3 号」に「第 5 号」を「第 4 号」に「第 6 号」を「第 5 号」に改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 5 月 26 日から施行する。

宗像市次世代育成支援対策審議会規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、12人以内の委員をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから宗像市教育委員会が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1) 知識経験を有する者</p> <p>(2) 児童福祉関係団体を代表する者</p> <p><u>(3) 教育関係者</u></p> <p><u>(4) 関係行政機関の職員</u></p> <p><u>(5) 市民代表</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、12人以内の委員をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから宗像市教育委員会が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1) 知識経験を有する者</p> <p>(2) 児童福祉関係団体を代表する者</p> <p><u>(3) 医療関係団体を代表する者</u></p> <p><u>(4) 教育関係者</u></p> <p><u>(5) 関係行政機関の職員</u></p> <p><u>(6) 市民代表</u></p>